

第4次総合計画改訂版素案に対する意見（第1部会 R4.12.26開催）への回答

大綱5 環境

政策1 環境先進都市のまちづくり

第2回総計部会	
資料4 (大綱5)	R5.1

No.	委員意見		所管室課意見 ※委員意見を踏まえた修正案等に下線	所管室課名
	該当箇所	意見		
1	現状と課題	気候変動は、若者や経済的・身体的弱者に影響が大きい。こういった方々への配慮、まちづくりへの参加の視点が必要ではないか。	気候変動に起因する様々な問題やSDGsのゴールで示されている貧困やジェンダー平等などについては、環境分野の他、健康、福祉、危機管理等あらゆる手段をもって解決しなければならない課題であると認識しています。本大綱5については、その中でも環境分野に絞った記載をしています。しかしながら、これらの御意見については、総合計画全体の意見であることから、 <u>反映の方法については事務局と協議してまいります。</u>	環境政策室
2	SDGsゴール	環境の分野では、「1 貧困をなくそう」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10人や国の不平等をなくそう」など、国際的には一緒に解決していくべき問題として国際的に主流になっている。それらを含めた施策の検討をしてはどうか。		環境政策室
3	現状と課題	「生物多様性の喪失」とあるが、施策に反映されていない。具体的な取組はあるか。また、指標も検討してはどうか。	施策5-1-3で「自然共生への理解の促進を図るため、啓発活動や情報発信などの取組を進めます。」と記載しています。 具体的な取組については能勢町、豊中市と連携し、小学生に自然の大切さを実感してもらうイベントや、親子で生き物などを観察する自然観察会などを実施しています。 指標については、下位計画である環境基本計画において「生物多様性を重要だと思ふ市民の割合」を達成指標に、「生物多様性保全イベント参加者数」を活動指標として掲げておりますが、他の指標との関係などから総合的に判断し、採用はしていません。	環境政策室
4	SDGsゴール	「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさを守ろう」を挙げているが、生物多様性への記載がない。生物多様性に関する地域戦略がないのも承知の上だが、改善が必要ではないか。また、神崎川など河川に関する取組も出てこない。	上記のとおり、環境基本計画に基づき生物多様性についての施策や取組を実施しています。 そのため、「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさを守ろう」のゴールを記載しています。また、生物多様性の施策以外にも、プラスチックごみの削減やヒートアイランド対策など他の施策にも関ることからこのゴールを記載しています。 神崎川など河川に関する具体的な取組については、定期的に神崎川河畔や糸田川の清掃を関係部局や地元自治会と連携して実施しています。	環境政策室

No.	委員意見		所管室課意見	所管室課名
	該当箇所	意見		
5	施策	吹田市でペットボトルの分別回収が進まないのはなぜか。リサイクルした方が良い。拠点回収となると、燃焼ごみとして出され、リサイクルに回っていないのではとの懸念がある。	<p>※委員意見を踏まえた修正案等に下線</p> <p>ペットボトルを拠点回収することで、きれいになつたペットボトルが集められ、中間処理施設である破砕選別工場での選別に係る費用が削減されとともに、最高品質のAランク評価を得られることで、高額で引き取られ、卵のパック等の再製品化されています。</p> <p>しかしながら、個別回収をすると、ペットボトルの収集量は増加しますが、飲み残しやラベルの付いたままのペットボトルが存在し、破砕選別工場での選別に係る作業や費用が増加するとともに、現在取得している最高品質の評価を取得できず、再製品化も難しくなります。また、個別回収に係るエネルギーや収集運搬費用を勘案し、個別収集は行っていません。</p> <p>そのため、本市では環境基本計画でもつたいないを理念に掲げ、ペットボトルをそのものを使用しないマイボトルの利用などのライフスタイルの転換を推進しています。なお、現在、市内113か所でペットボトルの拠点回収を実施しており、拠点回収場所の拡大に努めています。</p> <p>また、燃焼ごみとして出されたペットボトルについては、ごみ焼却施設である資源循環エネルギーセンターにおいて、焼却され、焼却に伴って発生した熱を利用した廃棄物発電を行っています。</p>	環境政策室
6	施策指標	啓発、情報発信の取組が多いため、もっとその成果が分かる目標を設定した方がよいのではないか。	<p>環境問題の解決には、行政自らの率先取組も必要ですが、市民や事業者がライフスタイルやビジネススタイルを転換し、自分事として認識し、課題に取り組むことがより重要です。よって総合計画における施策は啓発活動が中心となります。なお、市自らが取り組むべき率先行動については環境基本計画や地球温暖化地方公共団体実行計画の中で目標を掲げ実行しています。</p>	環境政策室

No.	委員意見		所管室課意見 ※委員意見を踏まえた修正案等に下線	所管室課名
	該当箇所	意見		
7	施策指標 5-1-3	「環境美化推進団体」とはどういった団体か。「美化」の考え方を整理し、定義を明確にすべき。また、気候変動や生物多様性に関する取組を行っている団体もある。そういったところも含んで進捗管理をした方がよいのではないか。団体数を目標値としているが、参加人数を指標とした方がよいのではないか。	<p>「環境美化推進団体」は、自らまちの地域清掃活動を実践するとともに、市と連携して啓発活動などを行う5人以上の環境美化推進委員で構成する団体です。</p> <p>まち全域の地域清掃を推進しており、参加者数を指標にすると、一団体に数多くの美化推進委員が所属する団体もあるため、自治会や事業所単位で登録する環境美化推進団体数を指標にすることで、まち全体に地域清掃活動の範囲が広がり、まちの環境美化につながるものと考えています。</p> <p>また、本指標は環境美化の推進に関する指標として上記の理由で設定しています。なお、気候変動や生物多様性に関する取組を行っている団体については、ボランティアやNPOの地域活動を支援している市民公益活動センター「ラコルタ吹田」で把握しています。</p>	環境政策室